

議事録	日時	平成29年11月28日(火) 13時28分～14時51分
	場所	佐賀市役所本庁舎 南棟2階 庁議室
題目	平成29年度佐賀市総合教育会議	
出席者	【市長部局】秀島 市長、御厨 副市長 【教育委員会】東島 教育長、伊東 教育長職務代理者、山口 委員、田口 委員、片岡 委員、堤 委員	
次第	発言者	内容(発言・手順)
1. 開会	畑瀬部長	<p>お疲れ様です。定刻前ではございますけれども、参集メンバーがお集まりですので、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日の議事進行をさせていただきます。佐賀市総務部長の畑瀬でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。こちらの式次第と今日の参加者の名簿、それと、【資料1】が2枚ございます。それと、【資料2】が両面でございます。以上お揃いでしょうか。</p> <p>それでは、始めさせていただきますけれども、議事の前に、市長の方からご挨拶をさせていただきます。</p>
2. 市長挨拶	秀島市長	特別ございません。時間がもったいないから、まっすぐ始めましょう。
3. 議事	畑瀬部長	申し訳ございません。早速議事に入らせていただきます。それでは、【資料1】につきましてお願いいたします。
前回の総合教育会議後の取り組みについて報告	中村学校教育課長	<p>はい、その前に、前回の総合教育会議の中で SNS に伴ういじめ等について、PTA と連携しながら取り組んでいくべきじゃないかというご意見もいただいておりますので、その後、佐賀市 PTA 協議会と連携をしまして取り組んだことについて、ご報告させていただきます。</p> <p>皆様方の机上にこういうチラシが載っていると思います。これが、佐賀市 PTA 協議会と佐賀市教育委員会が連携をしまして作らせていただいたものでございます。</p> <p>佐賀市では、「原則スマホ等を含む携帯電話を子どもたちに持たせない」としてはいますが、現実にはたくさん子どもたちが、実際スマホや携帯を持っています。そして、それを使って、いろんなゲームをしたり、友達と会話をしたりもしているのですが、一方では、いじめとかトラブルとか、ネット依存などの問題も起きています。</p> <p>ですから、それを解決するために、学校と家庭が協力しながら、こういうことに取り組まなければいけないということで、教育委員会と PTA 協議会で話をし、PTA の方でも代議員会や研</p>

		<p>修会などで話をさせていただいて、原案を話し合いながら作らせていただいていた、そして修正をさせていただきながら、こういう形で作らせていただきました。</p> <p>これを、昨年度末、平成29年3月29日付けで各学校に配布をさせていただいて、そして新年度、保護者に配ってほしいということをお願いをしました。これについては、保護者の方でも、小学校2年生、5年生、中学校2年生の保護者を対象にアンケートを実施していただきまして、回答者のやっぱり7割以上が何らかの共通ルールが必要だろうというようなご意見でしたので、それに伴って、これを作らせていただいた次第でございます。</p> <p>このチラシは、ただ配るだけではなかなか浸透しないということでしたので、入学式とか、学級学年の懇談会、それからPTA総会などを活用しながら、学校からこの内容について保護者に説明をし、各家庭でご活用いただきたいということで配布をさせていただいている次第でございます。</p> <p>前回の報告については、以上でございます。</p>
	秀島市長	小学校2年生の保護者からも、アンケートをとったのですね。今、何年生とおっしゃいましたか。
	中村学校教育課長	(小学校) 2年生5年生と中学校2年生ですね。
	秀島市長	小学校2年生からですか。
	中村学校教育課長	<p>これが、次の年に(小学校)3年生、6年生、中学校3年生になるということで、その前の年度の終わりに考えました。ですから、小学校の低学年の内から、まずしっかりとやってほしいということで、小学校2年生の保護者ですね。</p> <p>それから、中学校につなげるために、次の年度に6年生になる5年生の保護者、そして、やっぱり高校につながる次の年度に中3になる保護者ということで、あわせてさせていただいた次第でございます。</p>
	秀島市長	現実的に、携帯は小学校何年生ぐらいから持っているのですか。
	中村学校教育課長	よろしいですか。
	東島教育長	はい、どうぞ。
	中村学校教育課長	<p>実際に、子どもが自分の個人の(携帯)を持っているというのは、小学校の高学年ぐらいしかないと思います。小学校の低学年とかは、連絡のために親がキッズ携帯などを持たせている部分はあると思うのですが、実際には、そういうものを個人用として持っているのは、小学校の低学年、中学年はほとんどないと思います。</p>

		<p>ただ、小学校の高学年になりますと、大体、今の調査では30数パーセントが持っているというふうに言われていますし、中学校になると6割以上が持っているというふうに言われています。</p> <p>ですから、小学校の低学年の親にもこれを配るとするのは、小学校の低学年のうちから、こういうことに親に意識をしてほしいということで、小さいうちから配らせていただいているということでございます。</p>
	秀島市長	基本的には、中学校も持たせないということですよ。
	東島教育長	全部です。義務教育段階では、基本的には持たせないということです。
	秀島市長	その矛盾がですね。はい、分かりました。
(1) 教職員の多忙化解消対策について	畑瀬総務部長	すみません、それではこれから議事に入らせていただきます。まずは、教育委員会からの一つ目の議題で、「教職員の多忙化解消対策について」、学校教育課から説明をお願いします。
	中村学校教育課長	<p>それでは(資料を)開いていただきまして、【資料1】をご覧ください。教職員の多忙化解消対策について、ご説明したいと思います。</p> <p>まず、多忙化の現状でございますが、平成24年度から、昨年度平成28年度までの状況をパーセントで表させていただいております。教職員の多忙化が、月当たり60時間以上の長時間勤務の割合をここに書かせていただいておりますけれども、小学校の方が、平成24年度が、60時間以上が12.4%、80時間以上が3.4%、100時間以上が0.4%。</p> <p>中学校になりますと、これが倍増しまして、60時間以上が22.1%、80時間以上が16.6%、100時間以上が9.1%、というふうにももの凄い数でした。これにあわせて、教育委員会が各学校で業務改善に取り組んで、28年度がそれぞれ数パーセントずつ下がっている傾向があります。ただ、依然として高い割合を占めておりますし、特に、中学校は非常に高い割合で長時間勤務が続いております。ですから、これを何とかしなければいけないというふうに考えております。</p> <p>多忙化の要因といたしましては、小学校、中学校別に見ますと、小学校では、教材研究や授業の準備、学級事務や校務分掌事務、成績処理などが主なものとして挙げられます。中学校は、主に部活動指導、生徒指導、進路指導などがあります。両方に共通するものとして、最近、特に保護者対応等が挙げられるというふうに思っています。</p>

	<p>やっぱり、こういうことを考えますと、なかなか難しい部分がありますけれども、これ以外にも、先生方自身が多忙感や負担感を抱えられる要因として、学級経営や授業に関する事務、校務分掌にかかわる報告書作成などもあるのではないかと考えておりますし、これは私どもの反省にもなりますが、教育委員会や他の行政機関からの調査回答などについても、先生方にご苦労いただいている部分があるようです。</p> <p>次のページを開いて頂けますでしょうか。これまで取り組んできました対策について、佐賀市の取り組み、佐賀県の取り組み、それから国の取り組みに分けて書かせていただいております。</p> <p>佐賀市では、平成20年に、（佐賀市学校）業務改善検討委員会を設置いたしまして、それから同じ20年には、中学校の部活動のあり方検討委員会も設置して、業務改善について、部活動のあり方について考えてきております。</p> <p>平成21年からは、（中学校）一斉部活動休みの日を設けまして、月1回必ずここで休みましょうということで進めることにしています。それから、（勤務の）適正時間というものを先生方に意識してもらうために、出退勤（時間）のパソコン管理導入も平成23年から行っています。</p> <p>佐賀県についても、こういうことについて討議をするように進めてきています。それから、各種調査等も佐賀県の方では進められてきています。</p> <p>佐賀市の方では、それぞれの学校の良い取り組みを全校に広げたいということで、業務改善提案制度というものを平成24年度から実施しました。良い取り組みについて表彰し、それを全校にお知らせすることで、いろいろな取り組みが全学校に広がっていくようにということで進めさせていただきました。</p> <p>それから、保護者への電話連絡等に非常に時間がかかっている部分もありましたので、一斉送信メールというものを考えて取り組むようになってきています。</p> <p>また、退勤時間の目標の届けとか、部活動の休養日ボードの設置とか、テスト1週間前から部活動を1時間以内にし、3日前からは中止にするとか、様々な取り組みをさせていただいております。</p>
--	---

		<p>県の方も、多忙化対策検討会を設置したり、勤務実態調査をしたりしながら、それぞれの取り組みを県全体に広げていこうというようにされていますし、国の方でも、ガイドラインの作成とか、重点プロジェクト等をひろっていきながら、この業務改善の問題が非常に大きな問題になっていますので、何とか進めなければいけないということで検討をされてきました。</p> <p>ただ、やっぱり、なかなかそれが改善しないという実態があり、文科省の方で討議されている中教審での「学校における働き方改革に係る緊急提言」というのが今年度ありましたので、これに伴って、佐賀県でもいろいろな取り組みを今後考えなければいけないということで、11月から、中学校の部活動は第3日曜日を休養日に設定して、これを全校で取り組むという方針になっています。</p> <p>佐賀市の方でも、定時退勤日の取り組みとか、それから、県下一斉部活動休養日の取り組みについて遵守してやっていくということで、進めさせていただいております。</p> <p>最後のページをご覧ください。今後の取り組みとして、これまでもいろいろなことに取り組んできましたけれども、この緊急提言を踏まえまして、さらにいろいろな工夫が必要ではないかということで、今検討していることが大きく3点あります。</p> <p>まず1点目は、勤務時間を意識した働き方を進めるというようなことで、休養日を徹底するという。それから、学校閉庁日を導入できないかということ。それから、留守番電話機能付きのものを設置できないかということを考えております。</p> <p>また、学校の業務改善の取り組みを強化するために、先ほども言いました業務改善運動については、さらに情報収集し、全校で実施できるように進めていきたいというふうに考えております。</p> <p>それから、勤務環境の整備としては、事務作業をする補助員の配置とか、部活動支援員の配置等についても検討しているところでございます。以上でございます。</p>
	畑瀬総務部長	はい、ありがとうございます。これにつきまして、委員の皆様からご質問ございましたらお願いいたします。
	秀島市長	1ページの、教職員の長時間勤務の割合というのは、この時間、これはひと月の部分ですか。
	中村学校教育課長	ひと月です、一ヶ月あたりです。
	秀島市長	これは、勤務時間外の時間をここに書いてあるんですよね。

	中村学校教育課長	はい、そうです。
	畑瀬総務部長	教育委員の皆様方からも何かありましたら。
	東島教育長	<p>ちょっとよろしいですか。教育委員会制度が本格的に新しい制度になりました。教育長、それから5人の教育委員、とにかく力を合わせて運営の活性化に努めていきたいし、現在、2部6課、そして図書館を持っております。教育委員会事務局の業務遂行、これも適切に進めてまいりたいと思っております。</p> <p>そういう中での多忙化解消ですが、この根本的なものとしては、これを歴史的にさかのぼりますと、実は、完全学校週5日制、あそこから派生してきております。といいますのは、今ここでは外側だけをずっと言っておりますけれども、教職員の業務内容そのものを見たときに、授業時数が小学校で週に26時間、中学校が22時間程度。となりますと、小学校が1日5時間の授業をしていることとなります。8時間というふうに労働時間を考えると、5時間近くは指導時間にあたっていると、あとの時間でいろいろな指導に関わる事務をしなければならない。中学校で1日4時間です。と申しますのは、これは完全5日制のときに、授業日数は減ったけれども、指導時数は減らなかったのです。ということは昔の日曜日だけの週休日、その時間と同じ時間帯の授業時数が残ってしまったのです。</p> <p>そこから、業務上もひとつの大きな負担が強いられてくるようになってきたのです。しかも、新しい教科がどんどんどんどん入り込んできております。総合的な学習の時間、外国語活動、小学校ですね。それから、今は、外国語の教科化、道徳の教科化。しかも、インクルーシブ教育による徹底した個への対応ということで、非常に業務そのものの内容も濃くなり、教職員の研修が必要な中身も多くなってきた。これに合わせて、外回りも非常に事務的に煩雑になってきていると。</p> <p>こういう諸々のことを考えていきますと、やはり、行き着くところでは、定数的なものとの繋がりが、やっぱり出てくる訳ですね。ですから、今小学校の学級の人数が、35人以下学級は小学校一年だけなのです。その他は、40人のままと。</p> <p>これを、年度で順次35人以下学級にするという方向性が国で出ましたけれども、今のところ、それが棚上げされている状況の中にあります。ですから、学級の人数を減らし、教職員の授業の持ち時間を調整していかないと、本当の解決になるのかなと、そんな思いもしております。</p>
	伊東委員（教育長	先ほどの、中村（学校教育）課長の説明の中で、業務改善活

	職務代理者)	<p>動というのが、広がりを見せていることは非常に良いことですし、やはり職員室の中から、働き方改革をしていくというのが、大変重要だろうと思います。</p> <p>ただ、この業務改善活動という項目だけでは、ソフト面の改善なのか、あるいはハード面の改善（なのか）、分かりにくい面もあります。改善表彰という素晴らしいアクションがありますが、業務改善活動の中に小集団活動が必要だろうと思います。</p> <p>私は以前、製造関係に従事していましたので、やはりハード面の改善も併せて、職員室の動線も改善するというぐらいの気持ちがないと、本当の改善は出来ない。口を憚った表現になりますけれども、学校訪問すると、職員室が非常に汚い。汚いところに無駄はいっぱい潜んでいるはずで。例えば、書類だっ取り出しやすく戻しやすい。そこで、やっぱり1秒、あるいは10秒、どうかすると10分。その辺を含めながら、ソフトの業務改善というところに入っていけないと、ただ、上滑りする感じがするのではないかなということで、この考えは古くて新しい課題だと思います。ぜひこの辺も、我々、製造関係では、1秒をどうやって改善するかに必死になってやっています。そういう視点に立った、学校の働き方改革、多忙化の解消対策というものをやっていただきたいなと思います。</p> <p>それについては、長い継続した地道な取り組みが必要でしょうけどね。私がいつも学校訪問の時に言っています、5S改善。整理整頓、清掃のない組織は、いい組織じゃないですね。いい環境の中にいい組織が育ちますので、ぜひそういうところも含めて改善してほしいと。それから、改善の内容を、ここでは時間がないでしょうから、どういう改善をされたのかということ、あとで我々の中にも報告をしてほしいというふうに思います。以上です。</p>
	畑瀬総務部長	はい、ありがとうございます。よろしいですか。
	東島教育長	市長の方から、疑問点とかありましたらどうぞ。
	畑瀬総務部長	はい、市長どうぞ。
	秀島市長	<p>長時間の勤務外の時間により、かなり肉体的にも参ったような状態という数値は新聞等でも見させていただいており、議会でもいろいろご議論されていると。そういう中で、我々が育った時代と比べて、いろんな部分、パソコンとか英語とか、議会ですずっと聞いていたら、何の学習もしろとか何とかですね、いろんな議員の皆さん達もおっしゃいます。</p> <p>その中から選択して、必要な部分を取り入れられていると思</p>

	<p>いますが、そういう周りの様子というのは、結構（役所の）中で感じているのは、事務的な部分ですね。事務方がしているような部分、統計事務とかですね。役所は、例えば、教育委員会の事務局が一斉にメールを出して、何日までにその報告を上げなさいという形で出すというようなことが、まかり通っているのか、通っていないのか。そういうものがどんどん入ってくると、先生たちは大変、それに従わないといけないということで、それをまとめるのが（大変）。</p> <p>だから、私がよく言っていますが、議会でも少々、一番新しい資料が欲しい部分があるかもしれないけれども、年に一回、定期的に国等へ、あるいは県に上げる資料、そういったものを基本に考える方が、余程のことがない限り、何月何日現在の云々といった資料を作らせないと。そういうふうなことを片方ではしていかないと、現場は大変じゃないだろうかと。そういう思いを、議会の中でもやり取りなんかを聞くと、結構新しい数値を使われて発表されていますので、ああいったものが現場なんかにもものすごくきているのではなかろうかと。だから、もし、そういうものが必要とするのであれば、事務的に処理ができる人達を、ある程度（配置）して、さばかせていかないといいけない。</p> <p>特に、事務的にということをおは言っていますが、この多忙化の要因の中で保護者対応というのがあります。いろいろ学校の現場段階での対応が、私に「提言」という形で出てきます。あるいは、このあとの議題の「いじめ」として出てきます。そういう中で、一回そういうのが生じると、中身を聞いたり、あるいは調べたり、調査をする、そういった部分にかなり時間を取られるだろうし、結構、陰湿といいますか、しつこくといいますか、時間をかけて繰り返されていると。そうすると、現場の先生はノイローゼになるぐらいのしつこさを感じられるやり取りが、伺えます。そういう部分で、先生は教室の教壇に立たなければならない、事務整理もしなければいけない。そして、揉め事のこと頭から離れないとなると、私は、良い授業が出来ないのではないだろうかと。そういったものを処理できる人達を、礼儀を尽くして両親たちに接するけれども、もうあとは法律的なものとか、事務的にしなければならないようなことを、現場段階でどなたが整理をされているのかですね。校長先生、教頭先生、他に手の空いた先生がおられるのかどうかですね。そういった先生たちも、いろいろ（業務が）あるからですね。</p>
--	---

		<p>そういう部分での専門的な役割を持った者、あるいは、教育委員会にまっすぐあげて、そして弁護士なら弁護士、法律なら法律的な専門家に対応させるとか、そういう専門化させないと、現場の先生たちはそういうところから、なかなか解放されないのではないだろうか。特に、ここで書いてある、保護者の対応ですね。私はいま突端の悪いといたしますか、私に報告が上がっている、現場の先生たちが悩んでおられるだろうなというような、その部分でのことを頭に入れて話しましたが、保護者が現実的にどういうことを、学校に常日頃言っているのか、申し入れをしているのか、そういったものをもう少し詳しく、お話をいただきたいと、せっかくのこの会議ですからね。</p>
	東島教育長	<p>課長、今の件、分かりますか。おおよそ類別したときに、保護者からの苦情関係。</p>
	中村学校教育課長	<p>苦情は、先ほど、市長さんがおっしゃってくださったように、いじめ関係への対応、これはきちんとなさなければいけないのは当たり前ですけれども、例えば、ちょっとした連絡、子どもに聞けばすぐ分かるような連絡をわざわざ学校に（電話を）掛けてきて、担任が対応しなければいけないとかですね。それから、子どもがプリント等を失くしたので、プリント等が欲しいと言って届けてくれとか、そういうものがあったりですね。</p>
	秀島市長	<p>届けてくれ？</p>
	中村学校教育課長	<p>はい、そういうものがあったりとか、中には、それは自分の責任だろうと思えるようなものもあるのではないかなと思います。それから、かなり遅い時間に学校に問い合わせがあって、結局その問い合わせのために、先生方が残って業務をせざるを得ない。特に、中学校の場合は、部活動で大体遅くまで残っていらっしゃると分かっているので、部活動が終わった頃に、保護者から連絡があって、その対応をまたしなければいけないとか。それから、最近は子どもの帰りが遅いとか、いなくなったとか、そういうことで、学校に探してくれというふうな問い合わせがあって、先生方が、勤務時間外にあちこち探し回って、遅くなるとか、そういうこともあります。</p> <p>ですから、そういう一つ一つの対応でかなり時間を割かれている部分もあるようです。まあ、すべてがそういう訳ではないし、先ほどあったように、きちんと学校が、時間が遅くかかろうと、子どもの命に関わるようなこと、先ほどのいじめのことについては対応しなければいけないことも、もちろんありますけれども、次の日も大丈夫じゃないかというようなものも、その日の内にとということで連絡があって、対応しているよう</p>

		な、そういう中身もあっているというふうに聞いております。
	秀島市長	同じようなものが、まあ似たようなものというか、同じとは言えないかも分からないが、保育所でも今、結構いろいろあっている訳ですよ。それで、保育士のなり手がいないとか何とか、園によっては、特にそういう親がいると、もう、なり手がいないというぐらいになっているから、学校も多分そうじゃないだろうかと、勉強もしないで考えたらですね。だから、各保護者の方からすると、たったこれくらいのことで、という感じかも分からないけれども、それが何回も回を重ねられたり、あるいは数が多いと、やっぱりそっちの方にまわされるというようなことで、一つの例として、学校給食費は今どうでしょうか。もう全部、先生たちの手からは離れたのでしょうか。給食費の未納者。
	中村学校教育課長	私の方から。一応、今は、給食費関係は全て銀行引き落としになっていますので、そこで引き落としがないところには、事務室から督促がいくような形になっています。担任の先生ではなくてですね。
	秀島市長	担任の先生はもう出向かなくていいわけですね。
	中村学校教育課長	はい。ただ、それでもなかなか納入がないところは、また再度通知をしたり、私が現場にいた時には、校長や教頭が、担任にはなかなかそこまでお願いできにくいので、保護者が帰ってくる時間帯とかに、ご自宅に赴いて、「こういうことで困っていますので、納入いただけませんか」ということで、管理職が出向いていくことも何回かはありました。ただ、担任の先生方に給食費関係でご迷惑をおかけしているということは、今はほとんどないと思います。
	秀島市長	ほとんどないとは、完全にないのか？
	中村学校教育課長	いや、まだ全部引き落としではない学校がいくらかあるので、そこら辺は、いくらか残っているというふうに思いますが、引き落としでされているところについては、先ほど言ったように、事務室で一元化しているので。
	秀島市長	引き落としのところと、引き落としでないところの学校の割合は、割合はどれくらいですか。
	中村学校教育課長	引き落としではないところは、あと数校だと思います。
	秀島市長	いや、数校ではなしに、そういったところの数値がですね、私は以前大分このことを聞いていたのですが、（督促に）行っても相手から馬鹿のように言われて、例えば、給食はお金を取るなら、もう少しうまいのを食べせろとか何とか、何かそういう反発が返ってくるような言われ方をされていると耳に入ってい

		ます。だから、そういった部分はやっぱり的確に、全部するなら全部するというふうにして、そして、給食費は払わなければ次に何か違う形で、それを学校の先生にそこまでするとか、他に小さなものをいっぱい積み重ねると、結構なってくると思いますが、そういったものを改善してあげないといけないだろうし、当然ここに出ているように、部活の部分とか、一斉に休むとか、そういったものも必要だと思いますが、そういったものを個々に一回事務的に扱ったことがありましたよね。
	東島教育長	基本的に学校の教職員の手を取らないと、給食費ですね。給食費に限らず、学校給食関係は、事務関係で行うというふうにしておりますが、先ほど課長が言いましたので、そこら辺の資料は、あとでまた整理をして、市長にお届けをいたします。具体的にですね。
	秀島市長	3分の1でも、あるいは4分の1でも残っているのかですね、(引き落としではない) 学校が？
	東島教育長	そんなには。
	中村学校教育課長	山間部の数校ですね。
	畑瀬総務部長	他に何かございませんでしょうか、はいどうぞ。
	東島教育長	それから先ほど市長がおっしゃられました、学校への依頼事項、これも極力精選をして合理化を図ろうとしておりますし、議会等でもどうしても答弁資料が欲しい時にはお願いをすることがありますけれども、出来るだけ簡潔に書けるように、そういうふうに、こちらの方で準備を周到にしながら依頼をかけております。ですから、極力、市長がおっしゃられたような方向で進めさせていただきたいというふうに思っております。
	畑瀬総務部長	他に何かございませんでしょうか、はいどうぞ。
	伊東委員（教育長職務代理者）	市長の方からも少し話があったと思いますが、学校関係で予算執行をしているのは事務局ですよね。逆に、先生方は子どもたちを一生懸命見ていますので、事務方からみた多忙化解消について、という提案というのがあっているのでしょうか。先生方ばかりイメージがあって、事務を担当するバックからみた働き方の改善というものが、実際に提案されているのでしょうか。その辺は、非常に大事だと思います。
	東島教育長	すみません、それはあっております。これは、市教委の方で、代表者会議を開いております。そういう中で、事務が担うべき業務内容、教職員が持っているその一つにこの徴収金のこと、それから教材教具の購入の件、そして、学校の中で何が必要かということについては、予算委員会を開いて、各先生方の必要なものを聞いて、それに伴って計画的に購入をしていくという

		<p>ことで、先生方の業務の必要な中身ですが、業務以外の部分の事務的なものについては、教職員の意見等を十分聞きながら、事務方でそれを整備していくという形を取っております。</p> <p>また、教頭が行っております教職員の勤務管理、勤務日数とか、病休、年休とか、そういうものも事務方にとって、業務と一緒にやっております。そういう意味で、事務が担うべき仕事、教員が担うべき仕事、これを分担しながら今動いているところでございます。</p>
	畑瀬総務部長	はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。
	片岡委員	<p>私は、普段、弁護士として業務をしています。この中学校の平成28年度の100時間以上の勤務時間外の残業が、7.5%も行われているという資料がありますけれども、そのひと月100時間以上の時間外勤務というのは、過労死してもおかしくないレベルの負荷がかかっているという状況で、一般の企業だったら、労務管理の責任を問われたりとか、あと社員への安全配慮義務違反といって、使用者側の責任が問われるような状況にあると思います。</p> <p>教職員の先生方は、公務員であって公的な立場という立場にあるからこそ、生徒児童のためというような職責を負っているからこそ、声をあげにくいと思いますけれども、子どもたちのために、こんな無理をした、過労死してもおかしくないレベルのような負荷を、受け入れなければいけないという立場には決してないと思うので、その先生方、そういった職責とかが心にあるからこそ、なかなか自分が「労働が大変だ」というような声を上げにくいし、そういう声を上げられないような環境にあると思いますけれども、一般社会でいえば、これは、労働者が頑張っているのを、受忍するとかいうレベルではなくて、使用者側が労働者のことをきちんと考えて、安全に配慮して、健康で、安全な生活を社員が送れるようにしなければいけない義務が使用者側にこそあるので、その先生方が頑張っているという問題とは別の問題として、きちんとした労務管理をしていく必要があるのだらうなと思いました。以上です。</p>
	畑瀬総務部長	ありがとうございます。（資料中の割合で）0.2%は、何人ぐらいになりますか。
	中村学校教育課長	教職員の数ですけれども、これは延べ（人数）なので、ですから、中学校の場合、全体の7.5%の人が100時間以上しているということではなくて、年間12ヶ月の内に、一回でも100時間以上のところがあった月の方は、それで「1」というふうに数えますので、7.5%というのは述べ人数のパーセン

		<p>トというふうに思っていたきたいと思います。</p> <p>それから、いま片岡委員さんがおっしゃったように、これは校長の管理責任というのが問われますので、これは毎月報告をしています。100時間以上の職員がいた場合には、その職員に対してどのように対応したのか。その職員が、例えば、労働安全衛生法に基づいて、病院の受診とかを勧めたのかどうかとか、それから、次の月にその改善を図るために、どのような手立てを取ったのかというのを、きちんと毎月報告するようにはなっています。</p> <p>そして、校長園所長会でも、これは管理責任が問われるので、校長先生は、一生懸命しているからもうしょうがないではなくて、必ずこれは改善を図るよということ、指導をさせていただいておりますが、それでも、特に、中学校の場合、部活動で大会が集中してしまうような月に、どうしても土曜・日曜日の大会とか遠征とか、そういうので増えてしまっている方がいらっしゃるもので、大体多いのは、4月とか年度末の3月とか、それから大会が集中する、中体連時期の7月あたりが、非常に多い状況になっています。この点については、校長先生方にも指導をさせていただいておりますし、きちんと報告は、上げさせていただいているところでございます。</p>
	畑瀬総務部長	ありがとうございます。
	田口委員	<p>すみません、学校訪問をさせていただくと、朝早くから先生方がお見えになられていて、それが当たり前のように思ったのですが、あらためてこの問題に向き合ったときに、私、基本的なことを良く分かっていないなと思ったのが、先生方の出勤時間は、朝何時から何時までで、この長時間勤務というのは、例えば、8時始まりなのに、7時から来た人も1時間とカウントしてのことなのか、大体週40時間で、朝何時から何時までが基本になっていて、有給とかもらえるのかとか、お休みの時にはその授業の代わりの方はどうされているのかとか、そういうこととかも私はよく存じ上げないままにいます。何となくそれが慢性化して当たり前になっています。基本がどうなのか、そこをもう一回教えていただければなというふうに思います。</p>
	東島教育長	<p>今のは、市長、お答えした方がいいですか。それとも教育委員会内での話でいいですか。</p>
	秀島市長	<p>基本的なことは、やっぱり（認識を）合わせたほうがいいので。学校によって、いくら時間差、始まりの時間も変わってくるとは思います。</p>
	東島教育長	<p>始まりの時間は、学校によって違いますので、1日の時間が7</p>

		時間45分。中学校の始業は8時10分がほとんどですね。それから7時間45分ですから、16時40分まで。小学校の始業は、8時15分が一番多いようですね。ですので、16時45分までと。これが通常の勤務時間帯です。この勤務の状況調査の中では、朝は入っていません。だから、課後、つまり勤務時間終了後ということになります。
	田口委員	そうすると、実態は、多かったりすることもあるということですよ。朝も7時とか、7時半とか、早めに来られていらっしゃるの。
	東島教育長	それは、先生方のお考えで来られたのであって、これは、8時10分なら8時10分に来ればいいわけです。
	畑瀬総務部長	よろしいですか。
	田口委員	有給とかもありますか。
	東島教育長	有給は、原則年間20日あります。もちろん、繰り越しもありますので、平均的に、小学校が15～6日間だったですかね。中学校が11～2日間だったと思います。ですから、おおよそ半分ぐらいは有給を使っていることになります。
	畑瀬総務部長	ありがとうございます。市長。
	秀島市長	はい、いろんな改善策を合わせ技で減らしていくということかなと思いますけれども、これを止めたら、ある程度、助かるのかなとか、何かそういうのが現場からは出てこないのでしょうか。アンケートとかで。
	東島教育長	これを止めたらとかですか。
	秀島市長	これをこういうふうに改善したら助かるのかなとか、ただ、他のところは助からないかも、迷惑ということで関係するところが出てくるかも分からないけれども。
	東島教育長	まず、中学校では部活動をどうするかですね。これを今、もう国の方も外部指導者と、市の方も現実的に外部指導者を、ある程度入れておりますが、これが中学校の大きな課題です。 それから、小中（学校）合わせていくと、やはり事務の分担ですね。印刷が一番多いですかね。要するに、指導以外の事務の部分ですね。 それから、あと考えられるのは、専門職スタッフをどう揃えるか、担任は専門性がなくてもカウンセリングをしなくてはならない。もちろんその技術は、一定レベルは持っていますけれども、本当の専門職ではない。そうなりますと、やはり、そういう子どもたちを取り巻くいろいろな課題について、専門的に対応できるスタッフがいる。例えば、スクールカウンセラーもそうです。スクールソーシャルワーカーもそうですが、こうい

		<p>うものが必要になってくると。</p> <p>それから、通常学んでいる子ども以外に、不登校で、学力を保証しなければならないというときに、そこに担任がなかなか物理的に手を差し伸べられない。そういうものとか、あるいは、特別に支援を要する子ども、この子どもたちに、学級の中でなかなか手を差し伸べきれない部分があるというところ、こういうふうなやっぱり専門的な立場でのスタッフが必要なのかな、ということを思います。</p>
	畑瀬総務部長	ありがとうございます。さっきの部活の外部委託は、やっぱり費用はかかるのでしょうか。
	東島教育長	かかります。
	畑瀬総務部長	それは、今回、予算要求は市でされるのでしょうか、県でなされるのでしょうか。
	秀島市長	報酬みたいな形でしたかね。
	東島教育長	現状では、市で対応しておりますが、国の方から、補助金の仕組みで今動いていますので、県がそれを整理しております。ですから、それに乗っかっていきながらも、各学校の部活動の負担を、ある程度軽減してあげたいという思いがあります。
	畑瀬総務部長	ちなみに総額はどのくらいでしょうか。もう（予算）要求は終わっているでしょう、まだ終わっていないのでしょうか。
	東島教育長	すみません、そこら辺は学事課長から。
	梅崎学事課長	<p>今、国が外部指導者ということで、いわゆる外部指導者の方に、引率とかが出来るような形で制度を作り、今県の方が要綱を考えていますけれども、それを市の方で準じた形で、その外部指導者を雇ってみるというようなことです。</p> <p>来年度、県のモデル事業で、各市町2～3名、そういった外部指導者を雇用して、先生達がどの程度、多忙化が解消されるかという事業に取り組むということです。</p> <p>今、当初予算で本市の方でも一人計画しています。県の方もいろいろ条件を付けて、雇用期間48週、一日2時間で週4日程度。1,600円の時給です。来年度、佐賀市においても「一人」分の要求を、当初予算に上げております。</p> <p>ですから、その結果を見たところで、県下でどういうふうな形でやっていくかというふうなことを進めているところでございます。以上です。</p>
	秀島市長	まだ、モデル事業で。
	梅崎学事課長	まだ、モデル事業です。
	東島教育長	市の取り組みがあるでしょう。
	梅崎学事課長	今、市の方では、外部指導者を約20人ほど、合計で80万円

		程度ですけれども、各学校から雇われている外部指導者については、少しですけれども補助金を出して、今やっているところです。ですから、今度新しくこういった形で、時給等についても国の方から指定がっておりますので、この新しい制度の方に移行していくような形になるのではないかと、というふうに考えております。
	秀島市長	今、学校の先生達が、中学校の場合ですね。指導していただいているのが、全部外部指導者になると、実際何人ぐらい必要になりますかね。各学校に（部活動が）どれくらいあるのか、すごい数でしょう。各学校に14～5部はあるでしょう。
	御厨副市長	それと、指導者がいるのかということですね。それと資格というか、一定の指導というか、ここが問題ですよ。
	秀島市長	まず、数で解消できるとするならば、どれくらい・・・
	梅崎学事課長	平成28年の6月に調査した時には、部活動の数が162。それで、外部指導者が約30人近くです。
	秀島市長	160人のうち、仮に半分でも（外部指導者が）いると言え、80人ぐらいはどうしてもいるということに。
	伊東委員（教育長職務代理者）	意見です。今、モデル事業という表現がありましたけれども、佐賀県の陸上競技協会が、前古川知事の肝いりで、佐賀県の各中学校に、陸上競技を経験した佐賀県の陸上競技協会に登録した指導者の派遣を行いました。、5年間続きましたけれども、やはり効果は歴然としてあります。 その時は、数字を言うと、1時間しても3時間しても4時間しても、1回3千円という金額でした。ただし、指導していただく人は簡単には見つかりませんでした。 ですから、社会体育を指導している人、佐賀県で言えば、スポーツ少年団の指導をしている人とかに声かけをしていました。あまりにも勝利主義にいくのは駄目ですから、その辺を考えるといけないですね。変な方向に行ってしまいますからね。
	秀島市長	子どもが今度大変になってしまいますからね。
	御厨副市長	その関連ですけれども、部活動って、ある意味教育という観点ですよ。ですから、そこが、外部指導と教職員が対応するのでは違いがあるような気がしますけれども、その辺は、教育委員会として何か、外部指導に全部まかせてしまっているのかという、その教育という立場ではどうでしょうか。
	東島教育長	部活動の位置付け的には、教育活動の一環になっていますから、教職員が指導しているわけです。教職員の意識としても、自分の専門性のある部活動は、逆に、楽しみながらやっていく

		<p>傾向がございます。</p> <p>ところが、全てがそうじゃないと。半数以上は、やっぱり専門性がないとか、あるいは、部活動で時間が束縛されて、いろんな弊害が出てくるという教職員がいるわけがございます。そういう中で、その部活動を教育活動の一環という捉え方そのものから、少し考えを変えていかないことには、おそらく、これは成立しないと思っています。</p> <p>欧米みたいにもう、はっきりスポーツは切り離して、社会体育の中で全部やるというふうになっている、ああいう考え方に発想を転換しないことには、なかなか難しい部分もあるのかなと思って、これから過渡期、どういうふうな状況に向かうのかは、ちょっと注視しながらいきたいなというふうを考えているところです。</p>
	畑瀬総務部長	<p>すみません、ちょっといろいろ白熱してしまいましたけれども、次の議題がまだございますので、申し訳ございません。</p> <p>それでは、次の「いじめ問題の実態と対策について」ですが。</p>
	秀島市長	<p>何かだけは、これはやれそうだという感じで確認、まあ、ここで確認しなくてもいいけれども進めていかないと。全然、やっぱり会議をしっぱなしで、何の意味もなかったということに。</p>
	畑瀬総務部長	<p>当然、当初予算をこの時期にやっておりますので、要求があれば、多忙化対策については優先して考えたいと。</p>
	秀島市長	<p>だから、こういうことをまずしてくださいと、要望がまとめて出てくれば、そういったものを。</p>
	東島教育長	<p>そこら辺は、最終的には整理をしたいと思いますが、出来るだけ先を見ながら進めております。したがって、外部指導者にしても、これは市単独でもやっております。</p> <p>ただ、基本的な考え方は、指導できる人がいないから補充していくという形に立っているわけです。</p> <p>国の方は、部活動そのものを指導出来る人間がいる、いないに関わらず、外部指導者を入れ込んでいくという考え方ですから、そこに考え方の違いがございます。今後は、国の方針に沿っていくわけですがけれども、現状では、市の事業として補充をしていくという形での予算は頂いておりますので、その分を必要程度で措置がうまく出来ればというふうな思いがございます。</p>
	畑瀬総務部長	<p>あと具体的なものは、事務局と、あと予算査定の時に協議していきたいと思います。</p>
(2) いじめ問題の実態と対策	畑瀬総務部長	<p>では、次の議題で「いじめ問題の実態と対策について」、まず学校教育課からお願いします。</p>

について	中村学校教育課長	
		<p>それでは、次の【資料2】をご覧ください。「いじめ問題の実態と対策について」ということで、いじめ防止対策推進法ができて、いじめの定義が変わりました。一定の人的関係にある者が、心理的・物理的な影響を与える行為ということで、今までの継続的とか、複数回とか、そういうものではなくても、1回でもそういうことの影響を与える行為があった場合には、「いじめ」と見なすということで変わりましたので、それを基にして、いじめの認知件数がこのように上がっておりますが、かなり数が変わっているというふうに思います。</p> <p>平成25年度が一番上の段ですけれども、佐賀市が小中学校合わせて26件、それから県が99件、国が173, 996件ということだったのですが、平成26年度も若干増えているのですが、平成27年度から大きく増えて、平成28年度はもう一気に増えた形になっています。</p> <p>今年度は、11月26日現在で、もう102件ということですので、昨年度を越す勢いで増えてきています。ただ、これについては、いじめの内容が、平成25年度で上がっていた内容と、現在上がっている内容は、かなり違ってきているものというふうに考えております。</p> <p>いじめの主な概要については、①覚知のきっかけということで、各学校ではアンケート調査を行っておりますが、これが、非常に多くて52件になっています。それから、本人の訴え、保護者からの訴えなどになっています。</p> <p>それから、②いじめの態様については、一番多いのは、冷やかしかからかい、悪口などです。前回までのいじめの定義では、ちょっとした、ひやかしかからかい、悪口が1回ぐらいあったぐらいでは、「いじめ」と見なしていない部分が多かったんですね。ただ、本人が苦痛を感じたら、これも全て「いじめ」ということで変わりましたので、そのことで、こういう内容が非常に大きくなっているということになります。それから、一番下にありますように、SNS上の誹謗中傷なども新しく上がってきております。</p> <p>それから、③いじめの重大事態というのは、これはいじめを起因として、子どもの不登校等が30日以上になった場合に、重大事態と捉えているものがございますが、平成27年度が1件、28年度が1件、29年度が2件というふうに、今なっています。この4件については、保護者、市教委等も入りまして、継続して支援を行っているところでございます。解決に向</p>

	<p>けて少しずつ進んでおります。裏面を見ていただけますでしょうか。</p> <p>いじめの防止対策の取り組みということで、佐賀市は独自に、平成18年11月に、毎月1日を「いじめ・いのちを考える日」に設定しました。実は、長崎県で子どもの殺傷事件が起きて、それを機にこれを設定させていただいて、毎月1日に必ず全校でこういう取り組みをするということをスタートしております。</p> <p>それから、平成19年に、佐賀市郡の中学校19校が、全て集まりまして、この19校には附属中学校も含んでおります、「いじめゼロ宣言」というのを決めまして、これを全中学校でやっていこうということで始めました。</p> <p>また、教育委員会としては、「学校問題解決サポート事業」というものを行いまして、学校だけの対応では、なかなか解決できないところに、市教委が積極的に入って行く。それから、外部の専門機関、警察とか、それから弁護士なども入った形で取り組んでいくという事業をスタートさせています。</p> <p>「いじめ防止対策推進法」などができましたので、市も、平成27年に「佐賀市いじめ防止基本方針」を策定しまして、議会の方でも承認をさせていただいております。</p> <p>それから、「いじめゼロ宣言」が、小学校も中学校も取り組むということで、新「いじめゼロ宣言」、これは中学校ですね。そして、小学校では「いじめゼロのやくそく」ということで、新しい形を採択しまして、これを全学校で取り組んでいるところでございます。</p> <p>さらに、「いじめ問題への対応マニュアル」を作成し、生徒が主体的に、このいじめをなくす取り組みをするということで、生徒会役員のリーダー研修会というのを毎年行わせていただいているのですが、その中で、この問題について取り組みまして、子どもたちの中から、SNSのいじめもなくそうということで、この「いじめゼロ宣言」の中に加えようというのが、子どもの提案で出来ております。そして、基本方針を改定いたしました。</p> <p>未然防止としては、先ほども申しましたように、「いじめ・いのちを考える日」とか、それから、道徳や人権教育の充実、それから「居場所づくり」とか、毎月のアンケートの実施など、たくさんの取り組みを各学校でさせていただいております。</p>
--	--

早期発見につながるような、そういう取り組みもさせていただいております。定期的な教育相談等も行っておりまして、教育相談週間ということで、子ども一人と担任が面談できる時間を設定している学校も多数あります。やはり、早期発見、早期対応が、いじめの解決につながりますので、私たちは、いじめはもうあるものとみなして、そのいじめを発見し、そして早期対応することで解決する、そのことを前提に取り組ませていただいておりますので、いじめがない、ということが前提ではないので、数が上がらないからいいじゃなくて、ある分は当たり前、だからどう解決するかというところに今目を向けて、取り組んでいるところでございます。それから、一度起こったらそれが再発しないように、組織的な対応等もしていますし、外部との関係機関の活用も図らせていただいております。

成果と課題ということですが、まず成果につきましては、学校のいじめ防止対策委員会というのを定期的にかかせていただいております。これには、学校内で開きます校内委員会と、外部委員が入りました、22条委員会といいますけれども、この会があります。これは、定期的に年2回行っております。外部委員には、スクールカウンセラー、それからPTAの役員、学校評議員が必ず入るようにしております。それから、学校への相談やアンケート調査についても、児童生徒だけではなくて、保護者にも行って、保護者の声をきちんと反映できるように進めているところでございます。

課題については、学校の方も事案について積極的に取り組んでいただいておりますけれども、被害の方の児童生徒や保護者、それから加害の方の児童生徒や保護者の双方について、なかなか理解が得られなくて、解決にかなり時間を要している部分がございます。それから、これは学校の問題ですけれども、相談を受けた担任等が軽く受けてしまって、報告が遅れたために、事態が長引いてしまうというような状況も起こっています。これは、毎回、管理職への報告・連絡・相談ということを行っておりますが、これもやはり、時々あっています。それから、先程申しましたような重大事態になった場合に、これは継続して支援をしておりますけれども、なかなか一気に解決するというのは難しい部分がありまして、医療関係等ともつながりながら、少しでも良い方向に行くように進めているところでございます。

		<p>今後の方針としては、教職員の理解とか、それから市教委からの指導助言等もありますけれども、市の生徒指導部会での研修会で、いろいろな形での取り組みが進められるようにやっております。実は、今年度、SNSによるいじめ問題が数件起こっておりますので、これについては特別に、SNSに限った研修等を佐賀市も行いましたし、東部教育事務所でも行っていただきまして、各学校での対応を進めているところでございます。それから、重大事態の対応につきましては、今後も、私ども、外部機関とも連携しながら、継続的に対応していくところでございます。以上でございます。</p>
	畑瀬総務部長	これにつきまして、ご質問ございましたら、よろしくお願いたします。はい、どうぞ。
	山口委員	<p>質問ではありませんけれども、このいじめの内容が、これから、もっと変わってくるんだろうなというのを、ひしひしと感じております。</p> <p>皆さんもご存知だと思いますけれども、LINEの通話の記録がついに消せるようになってしまったということで、実際、嫌がらせのLINEを送っても、それを自分のところで消去ができることに決まったんですね。それで、やった、やられた、書いた、書かなかったというのが、これからまた、どんどん出てくると思います。</p> <p>こういう素晴らしいパンフレットを作っていただきましたけれども、現実的な話をちょっと聞いてみますと、小学生はやはり、まだまだ素直ですので、21時以降のスマホというのは、大体もう「禁止よ」と言えば言うことを聞いてくれますけれども、中学生の対応がとっても難しいみたいです。これは、学校ももちろんPTAの本部役員の方や先生達もすぐ頭を悩ませられていまして、そのスマートフォンを没収するわけにもいかずに、やはり隠れて使っているのが現状ということだそうです。</p> <p>ですので、これからも佐賀市では、もっともっと大人と一緒にになって、子どもの携帯によるいじめを考えていかなければならないし、子どもが今、簡単に自殺を考える時代になったなというふうに感じますので、その「いのち」についての勉強というのも、もっともっと受けさせたり、そういったことも基本的なことですけれども、いのちを簡単に扱わないという勉強を取り入れたような授業をしていく必要があるのかなと、実際感じているところです。</p>
	畑瀬総務部長	はい、ありがとうございます。市長、これにつきまして。

	秀島市長	<p>そうですね、いじめもいろいろな種類があつて、さっき言いました陰湿な部分ですね。いじめは大体が陰湿なものですが、最近の先生たちの悩みもここにあると思います。そして、死に繋がるというのが事例としても出ているということで、真剣に考えないとならないけれども、ここで一つは、(いじめの認知件数の)統計の資料で、平成25年度で26、29年度で102という部分が、1件でもという話で、2～3回続かないと前はいじめとして認定していなかったものを、1回でもという形で捉えられていますが、実質的には、やはり件数としては増えている感じなのですか。</p>
	中村学校教育課長	<p>全体的な件数としては、増えてきております。</p>
	秀島市長	<p>それで私は、重大事態の中に入る事例の部分で、(今日は記者さんもいらっしゃるので、具体的なことは言えないけれども)、あの例からすると、いじめる側は、普通いじめるとは意識的にいじめるとか、除け者にするとか、差別するとか、そういう部分の意思が働くけれども、いわゆる障がいの人は自分が悪いことをしていると思わないで、その障がいというのが発達障がいなんです。発達障がいの一つの現象として出てくる、人の気持ちを思いやらないで、自分と同じような気持ちでいてくれると。だから、悪いことをしているとか、いじわるをしているというような気持ちではなくて、相手にこう接すると。それで相手が、それをしつこくとか、ちょっと暴力的になると、恐怖感に怯えて、いじめになるわけですね。だから、その現象は、いじめとしてもいいけれども、ここ(資料)の中に入って、そういうのが(数値として)出てきているのではないだろうか。</p> <p>発達障がいは、教育長も知っておられるように、10年程前からすると、3倍近くにぐんと伸びていますから、今後もっと、その手の部分が出てくるのではないかなと。その結果が、両方の親が喧嘩し合う。子どもは、加害者の方は全部悪いことをしたと思わないし、被害者の方は、いじめられたと思う。両方の親が喧嘩する、それを学校の中で持ち込む、学校の先生が、校長先生以下、いろいろな先生がそれに巻き込まれるではないけれども、それに対応するために毎日悩んでおられる。それが、何年も続くというような状況になっている。これがまだ増えて来るのではないかなと、そこを私は心配するわけです。</p> <p>だから、それは現象的には「いじめ」だろうけれども、ちょっと違った形での取扱いをしないと、一般的ないじめと同じような統計というのは駄目ではないかなと。やっぱり、そういう</p>

		<p>特殊なものは、いじめの部類に入れてもいいけれども、こういうものだというので（取扱いを）しないといけないのではないだろうか、私は、特に、発達障がい関係で思います。</p> <p>そこが、過去もあったように、裁判沙汰になって市が負けて、市の責任を問われる、学校の先生たちの責任を問われるということになりますので、先生たちもたまったものじゃないなと。それも、ちゃんと発達障がいという認知を受けているから、そのことを前もって相手に伝えたら、「ああ、そういう障がいの子どもか、そうならば」ということで、少し腹立ちの方も収まると思うけれども、それを隠したままだと、「何という育て方するか」というような形で、「学校はどうしているのか」というような感じで、その矛先が加害者の方の両親にいたり、学校にいつているということ、そういうのが学校の忙しさが増えてきている要素の一つではないかなと最近思うようになりました。</p> <p>そういう部分での、ものすごく、これはやっぱり大事なもので、一人がそこで、発達障がいの場合は症状が治まってくればいいですけども、そこで被害を受けた人は一生ですよ。多分、以前（被害に）あった者もまだ社会復帰していないと思います。だから、それと同じようなものがまだ出てきている。だから、そういった部分も、この102件の中にどれぐらい入っているのかですね。重大事態の中には入っていないかも分からないけれども、そういうものの数字の伸びというのは、非常に心配するから、これはやっぱり違った形で、こういったものに対する対応の仕方も考えないと、一般的ないじめと同じような形でしていると、間違っ解決しないということになると思います。</p> <p>そして、社会全体で例えば、発達障がいは、小さい時から療育で少しでも症状が治まるとか、進展しないと、そういうようなことを作っていかないといけないなと思っていますが、そういう部分と一緒にして、この数字をいま捉えているところですが、102件ですね。</p>
	畑瀬総務部長	はい、どうぞ。
	東島教育長	非常にありがたい観点をいただきました。発達障がいの子どもが、二次被害に遭うという子どもと、加害を起こすという二面性があるんですね。発達障がい、あるいはその傾向の子どもさんが加害的な立場になったのは、どの程度かというのは分かります。
	秀島市長	要因はやっぱりそこは、報告の中にもきちんと出しておくべ

		き、だから、そういう人たちが関わったいじめというのが、どれぐらい出てきているのか、そういった数値も欲しいですね。
	東島教育長	分かりました。それと併せて、やっぱり、その発達障がいの理解を周りに求めることも同時にしていかなければいけないので、そのことにもやっぱり力を入れていきたいと。ただ、佐賀には療育センターが出来ましたので、やはり小さい時から連続した適切な指導ということで、繋げていければなと思います。
	畑瀬総務部長	他にございませんか。はいどうぞ。
	山口委員	<p>先ほどの教師の多忙化解消のこととも関連するのですが、このいじめの事例では、本当に保護者対応に、先生方消耗されて、ものすごく時間を使われていらっしゃるし、精神的にも、凄くストレスを感じておられるというケースも、私も仕事柄、相談に乗らせていただいたりしたりしていますけれども、今、児童相談所の方にも常勤の弁護士が入っていくというふうに、福祉の中にも司法の介入というか、司法との連携というのが凄く強くなっています、それで、虐待防止に関しても、非常にケースワーカーの負担が減っているという事例も出てきております。</p> <p>学校現場にも、多分こじれたケースになった時にご相談されるということがあると思うのですが、弁護士の片岡委員から、弁護士会が学校に出向いてのいじめの予防教育をやっているので、活用してほしいというようなこともお話をいただいていますし、もっと弁護士に学校現場で、早期に相談できるような仕組みを作ることは、もっともっと必要になってくるのではないかと、前々から思っているところでした。片岡委員、何かありましたら補足をお願いします。</p>
	畑瀬総務部長	はい、どうぞ。
	片岡委員	ありがとうございます。数年前から、全国の弁護士会の中で、そのいじめに対して何が出来るかという話をしておりまして、その弁護士がいじめの場面で関わる時、一般的には本当に重大な事件などが起こって、訴訟などをする時にしか関われないけれども、その前段階で何が出来るのではないかとという話が数年前からありまして、発生したものに早期発見、早期対応というのももちろん重要ですが、そもそも発生をしないように予防するという立場で何が出来るということで、まず、東京の弁護士会が始めた「いじめ予防授業」というものがありまして、同じ一定のレベルを提供できるように、弁護士の方でも何回か研修を受けて、模擬授業などとした上で、弁護士会から学校に弁護士を派遣すると、ちょっと有料のところもあったので

		<p>すけれども、今では全部、社会貢献活動ということで、無償で派遣をしております。</p> <p>佐賀県弁護士会でも、この「いじめ予防授業」ができる弁護士を研修して育てているので、県内の要請があれば派遣をすることになっています。何がいかと、こちらとして何がアピールポイントかという、結局学校の中で、微妙な案件が起こっている時とかに、担任の先生などが直接いじめについて言及したりすることが憚れるような場合だったりとか、加害者被害者などがクラスにいと、なかなか正面きって話が出来ないかもしれないのですけれども、第三者である弁護士が外部から来て、そういった利害関係とかを気にせずと話が出来るといことも利点だと思います。</p> <p>それと、まず、そもそも人権とは何かということから、安心して、安全に、幸せに暮らせる権利だということからの説明を始めまして、一般的に今行っている授業の内容としては、鹿川君事件というかなり古い事件になりますけれども、葬式ごっこなどをしていた事件の色紙、クラスの皆が鹿川君が亡くなったという前提で書いた色紙とかを実際に配布して、遺書なども配布して、それを読んでもらって考えたりですとか、そういったことも行っています。</p> <p>対象は、小学生と中学生ですけれども、学校の先生から事前にどういう状況かをお話を聞いて打ち合わせをした上で、ちょっと衝撃が強いかないような時には内容とかを変えたりもしています。あとは、例えば、悪口を言う、書き込みをしたり、ものを壊したりということも、一般の社会では刑法犯になる、器物損壊になったり、脅迫になったりすることもあるんだよというような説明もした上で、「いじめ」という言葉で片付けられるものではなく、犯罪になる可能性もあるというようなことも話をして、あとは人権の重要性、いじめは絶対にやってはいけないことなど。</p> <p>子どもの中には、相手が最初に悪いことをしたから、やりかえただけだから、場合によっては、いいんだ、みたいに考えているような子どもたちも一定数いますけれども、それを絶対にどんなことがあってもしてはいけない、というようなことを伝えていくという授業を行っております。今でも、いつでも弁護士会に要請があれば、派遣するという制度ですので、無償ですので、ぜひ活用していただければと思います。</p>
	畑瀬総務部長	はい、ありがとうございます。はい、どうぞ。
	秀島市長	数字的な中身をちょっと聞きたいのですが、いじめの認知件数

		をいわれているけれども、これはその年度で、こちらの方で認知したというか、見つけたというか、アンケートも含めて、ずっと前からの引き継ぎの分が累積してきている訳ではないですよ。大体分かって、その年度で収まっているというような、解決しているというような捉え方をしているわけですかね。長引いているようなものが、この中にどれぐらいあるかなということをやっと知りたかったもので。
	畑瀬総務部長	はい、どうぞ。
	中村学校教育課長	<p>基本的には、これはその年度に認知したものです。認知というのは、アンケート等で「覚知」ですね。そういった実態があったという報告がまず上がって、学校内でこれは「いじめ」だというふうに判断した場合には「認知」ということで、認知したら、全て教育委員会に報告するという、ですから、報告が上がった分ですので、これは基本的に、その年度のそれぞれの数になっています。</p> <p>それから、これは大体ほとんどの場合は、それから1ヶ月以内に「いじめ」は解消ということで、解消したら、一応いじめ解消ということでまた報告をすることになっていますので、それがこの数ですけれども、重大事態として残っているのは、それがずっと何年も継続しているということになりますので、ほぼここに上がっている数字は、その年度で解決したというふうに考えていいと思います。</p>
	畑瀬総務部長	よろしいですか、どうぞ。
	伊東委員（教育長職務代理者）	今市長がおっしゃった数値の件で、以前文科省から出たデータで、平成27年度の調査で、京都府が千人あたり92件、佐賀県が4.5件という大きな隔りがあります。この辺は、何と解釈すればいいのでしょうか。
	中村学校教育課長	実は京都の方に、木村指導主事に行っていましたので、ちょっとその時の事を話してもらいたいと思います。
	木村指導主事（学校教育課）	<p>失礼いたします。先月、県と京都市教育委員会、それと京都市内の中学校の方に視察に行かせていただきました。その時の話ですが、京都市の覚知・認知のあり方ですけれども、学校に、京都市の共通のアンケートを出します。その京都市の共通のアンケートで、生徒が、自分が嫌な思いをした、いじめに遭ったと思う、等々のチェックを付ける、そうすると、その学校内で自動的に数字が上がります。その数字が上がったそのままの数字を、京都市の教育委員会に上げるという形になっております。</p> <p>佐賀の場合には、そのアンケートを取って、その中で、学校</p>

		<p>の中で覚知・認知の校内委員会を開いて、これはいじめだというものを学校から教育委員会に報告が上がるようになっていきます。なので、例えば、京都の方では、ひとつの学校で20件上がりました。20人が嫌と置いていじめだと思った子がいたら、そのまま、20人全部（の数字が）が上がります。</p> <p>佐賀市の場合は、そこから校長や管理職等々が聞き取りをして、「いじめ」か「いじめでない」か、本人たちと確認をして、それで覚知・認知となって、報告が上がります。京都市の場合、20件上がった場合に、報告書として上げるのは、大体そのうちの2、3件だそうです。佐賀市の場合には、3、4件学校から上がってきます。その3、4件すべてに報告書を出してもらっています。</p>
	畑瀬総務部長	<p>すみません、ちょっと時間も大幅にオーバーしています。</p> <p>また、いじめの問題は、この対応策も含めて、今後も市長部局と教育委員会でいろいろと協議をしていきたいと考えております。</p>
5. その他	畑瀬総務部長	<p>それで、その他ですけれども、今回教育委員として堤和義委員が、本来最初にご紹介しておかないといけなかったのですが、すみません、何かご感想などあれば。</p>
	堤委員	<p>失礼いたします。本年11月より、教育委員に任命をいただきました堤でございます。どうぞよろしく願いいたします。今日のこの会議もどのような運びになるのかなということ、ずっと聞かせていただいております。今後、今からというのは遅いのかも知れませんが、しっかりと勉強させていただき、発言等もさせていただければなと思っているところです。</p> <p>本日の会議で、非常に不安に思ったことをちょっとお伝えしたいと思いますが、本日二つの議題がありました。一つが「多忙化解消」、もう一つが「いじめ」、ともに最初の項目に表が載っております。これが、今日はマスコミの方も見えているということで、これだけポンと新聞に出なければいいけどな、と思いました。この数字の根拠はどうだと、出所はどうだと、そのあたりをしっかりとお示しいただいた上で、ぜひとも一般の方々と言いましょか、読者の方々に行き渡るようにしてほしいなと思ったところです。</p> <p>これまでは、一読者でしたので、こう出ると、人によっては、こんなに出ているのかと思うときもあります。また、場合によってはこれくらいかと思うかもしれません。これは、その捉え方次第ですね。そういったことを、この場で発言すべきこ</p>

		<p>とではないかもしれませんが、是非とも、この数字というのは怖いものですから、怖いというか、受け止め方がいろいろあるものですから、是非とも、マスコミの方、表だけをポイント出さないようお願いしたいなと思ったところです。</p> <p>あと、もう一つだけあるのは、先ほど田口委員さんからありましたが、学校の開校時間の公表とか、そういったこともされていいのではないかなと。365日24時間、学校が開いているのかなと思うような節もありますので、他のいわゆる事業所は、営業時間が何時から何時までです、というふうにあります。それ以降に（電話を）掛ければ、遅い時間に申し訳ありませんというような一言を言って電話をするのですが、当たり前のようにされるというのは、そういったところの公表というのが、今ひとつ浸透していないからかなと、部活にしても、日曜日にやってくれるのが当たり前というふうに思っている節があるのではないだろうか。いや、これは休みの日に、先生方は休みの日に出ているのですよ、というようなことなど、お示しされたら違うのではないかなと思ったところです。以上です。</p>
6. 閉会	畑瀬総務部長	<p>ありがとうございました。今日はちょっと時間がなかなか十分取れておりませんので、（終了）予定は14時半でしたけれども、20分もオーバーさせてしまい、本当に申し訳ございません。今日出ました課題につきましては、また教育委員会事務局と私どもの方で、出来ましたら来年度の当初予算で反映できるものについては、反映させていきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いします。</p> <p>それでは、本日の教育会議は、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。</p>
	一同	ありがとうございました。